

閲覧用

令和4年度加美町農業委員会
第12回定例総会議事録

令和5年3月27日（月）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和4年度第12回定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年3月27日(月)午後1時30分～午後2時10分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(16名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第29号	非農地証明書交付について
日程第5	報告第30号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第31号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第7	報告第32号	営農型発電設備の下部の農地における 農作物の状況報告について
日程第8	議案第39号	農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断 (非農地判断) について
日程第9	議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第10	議案第41号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第11	議案第42号	農用地利用集積計画の審査について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	今 野 典 子
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第12回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（庄司一彦事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和4年度加美町農業委員会 第12回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は16名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、3番 猪股弘委員、4番 佐藤とも委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第29号 非農地証明書の交付について

- *議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第29号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第29号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。
令和5年3月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の非農地証明願は1件でございます。

報告書番号1

所在地 字赤塚…番…の田

現況 宅地

面積 900㎡

平成4年1月に農地法第5条転用許可を受け、駐車場及び資材置場として利用していたが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

〔 以上1件の非農地証明書交付について説明 〕

- *議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
- 「なし」 の声あり —
- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第29号を終了いたします。

日程第5 報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- *議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。
- *事務局（今野典子次長） 報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和5年3月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は10件でございます。

報告書番号 1

所在地 宮崎字赤坂浦一番…番…の田 外 3 筆

面積 合計 6, 1 1 4 m²

基盤強化促進法

報告書番号 2

所在地 宮崎字赤坂浦…番の田 外 3 筆

面積 合計 4, 9 3 9 m²

基盤強化促進法

報告書番号 3

所在地 宮崎字西原…番の田 外 6 筆

面積 合計 1 1, 9 9 4 m²

基盤強化促進法

報告書番号 4

所在地 宮崎字赤坂浦二番…番…の田 外 4 筆

面積 合計 1 1, 9 2 2 m²

基盤強化促進法

報告書番号 5

所在地 宮崎字地蔵…番の田 外 5 筆

面積 合計 5, 6 2 7 m²

農地法第 3 条

報告書番号 6

所在地 菜切谷字城生裏二番…番…の田 外 1 筆

面積 合計 5, 2 6 5 m²

基盤強化促進法

報告書番号 7

所在地 宮崎字新高谷地…番の田 外 1 6 筆

面積 合計 1 4, 8 0 4 m²

基盤強化促進法

申請番号 8 番から 1 0 番 議案書のとおり

[以上 1 0 件の賃貸借の合意解約について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第30号を終了いたします。

日程第6 報告第31号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、報告第31号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第31号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和5年3月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は1件でございます。

報告書番号1

居宅建築

許可地 上狼塚字東北原…番…

面積 433㎡

令和4年12月9日完了

[以上1件の工事完了報告について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第31号を終了いたします。

日程第7 報告第32号 営農型発電設備の下部の農地における
農作物の状況報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、報告第32号 営農型発電設備設置の下部の農地における農作物の状況報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第32号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について。このことについて、別紙のとおり営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書の提出があったので報告いたします。
令和5年3月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

報告書番号 1

報告者 A社
許可地 原八幡堂西一番の田 6筆
栽培面積 アラゲキクラゲ/580.1㎡
コケ/9,543㎡
収量 アラゲキクラゲ/2,007kg
コケ/250㎡

アラゲキクラゲの収穫量は、1菌床あたりに換算すると約2kgとなり、地域の平均的な収量とされる800gを上回る結果となっております。昨年で栽培6期目ということで、1菌床あたりの収穫量は、大幅な増収となった前年より更なる増収となっており、栽培の習熟が認められる結果となっております。

コケの収穫量は、10aあたりに換算すると26.19㎡となり、地域の平均的な収量とされる26.2㎡とほぼ同じ収量となっております。強風で飛ばされたり、遮光ネットの張付き等、育成不良なトレーも若干あるようですが、おおむね順調な育成状況となっているようであります。なお販売量につきましては、アラゲキクラゲが87.33kg、販売額は…万円。コケが250㎡で、販売額は…万円となっております。

報告書番号 2

報告者 B社
許可地 字新堀の田 3筆
栽培面積 米(ひとめぼれ)/8,865㎡
収量 3,561kg

収穫量は、10aあたりに換算すると402kgとなり、農協・共済収量の462kgの約87%の収量となっております。出穂・穂揃いについては、同一圃場より1週間程度の遅れがあったようですが、品質には問題なかったとのことでした。尚販売につきましては、営農型発電設備下部以外のものと合わせて41,040kgを…万円で売却しております。

[以上2件の農作物の状況報告について説明]

*議長(板垣文一会長) 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長(板垣文一会長) 質疑がないようですから、これにて報告第32号を終了いたします。

日程第8 議案第39号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断
(非農地判断) について

*議長(板垣文一会長) 日程第8、議案第39号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断(非農地判断)について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(畠山明大係長) 議案第39号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断(非農地判断)について。下記農地が、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、審議されたい。

令和5年3月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

農業委員会は農地法の運用について、第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされております。

これに基づきまして、今年度実施した農地パトロールにおいて、荒廃農地B分類の判定、いわゆる赤判定を行い、その後の意向調査において非農地化の要望があった土地、及び以前の意向調査において非農地化の要望があった土地で、今年度のパトロールにおいて赤判定となった土地について、当該農地に該当しない旨の判断、非農地判断の議決をお願いするものでございます。

なお、今回上程いたしました土地は、該当農地から未相続地や農業者年金の経営移譲年金受給者が所有する農地、共有地、集団的に存在する農地等を除いたものについて、2月14日に開催した農地調査会において検討の上、非農地判断すべきとして決定いただいた土地でございます。

《地区別》

田… 5筆	7,079㎡	中新田地区… 1筆	2,097㎡
畑… 10筆	8,770㎡	小野田地区… 7筆	7,326㎡
計… 15筆	15,849㎡	宮崎地区 … 7筆	6,426㎡
農用地区域内の土地	5筆		5,476㎡

農業振興地域整備計画を管理する加美町のほか、関係土地改良区、農業再生協議会と協議を行い、支障が無い旨の回答を得ているもの

[以上 非農地判断について説明]

*議長(板垣文一会長) 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第39号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第39号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第9 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第9、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和5年3月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第3条の許可申請は6件でございます。

申請番号1

申請地 字鹿原川端の畑

面積 4,699㎡

耕作者へ贈与するもの

申請番号2

申請地 柳沢字新柳沢前の田

面積 1,060㎡

耕作者へ贈与するもの

申請番号3

申請地 字鹿原川ノ上の田 2筆

面積 合計1,447㎡

耕作者へ賃貸借するもの

申請番号4

申請地 字長清水荒田の田 外6筆

面積 合計4,366.13㎡

後継者へ使用貸借するもの

申請番号 5

申請地 下多田川字道の畑 外 1 1 筆

面積 合計 13,727 m²

耕作者へ贈与するもの

申請番号 6

申請地 字原町北の田 2 筆

面積 合計 2,633 m²

耕作者へ贈与するもの

[以上 6 件の許可申請について説明]

* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号 2 番について、7 番 山本成委員をお願いします。

* 7 番（山本成委員） 渡人は C 氏ですが代理申請で D 氏となっており、お二人はいとこ同士ということでございました。今回の申請地は、もともと D 家の農地でありましたが親の代に分割されたもので、当初は D 氏へ贈与を考えていたそうですが、D 氏は農業者でないため断念し、現在の耕作者へ譲ることとなったようです。令和 5 年 3 月 19 日、譲渡人・代理人、及び譲受人へ聴取り調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。次に申請番号 3 番及び 6 番について、8 番 青木拓也委員をお願いします。

* 8 番（青木拓也委員） 申請番号 3 番について、3 月 20 日、申請者の E 氏と F 氏に聴き取り調査を行いました。E 家は譲受人の F 氏の母方の実家ということで、譲受人とは親戚にあたります。現況田ではございますが、牧草地として現在も利用されている状況で、周辺農地も別の方が草地として利用しているため、地域調和要件に支障のないものと判断しました。

続いて申請番号 6 番について、調査日は 3 月 19 日でございます。譲受人の自宅建設の際に、譲渡人の父から資金の借入れで権利の移動があり、この度返済が完了したことで農地を返還することになったものです。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。次に申請番号 5 番について、5 番 今野修委員をお願いします。

* 5 番（今野修委員） 調査日は 3 月 11 日、譲渡人の G 氏と譲受人の H 氏は親戚関係にあります。双方に聴き取り調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第10 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第10、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和5年3月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。

申請番号1

申請地 下多田川字道…番 外2筆

面積 合計24,501㎡のうち13,754㎡

申請事由 賃貸借による土砂採取(一時転用)

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 許可日着工予定 / 令和6年3月31日完成予定

申請地は加美町役場の北東約7.2kmに位置し、農業振興地域区域内の農地と「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。3年以内の一時的な転用であり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものと認められ、農用地の不許可の例外規定C及び、第1種農地の不許可の例外規定Bに該当すると判断されるものであります。

本案件は、譲受人が申請地を借り受け、一時転用により培土用原土を採取するものであります。他にも適地をあたったようですが、公道に接続し必要面積を借地により確保できる場所が申請農地以外になかったため、農用地区域内にある申請農地を選定したとのことであります。一時的な転用であり、当該目的を達成する上で当

該農地を供することが必要と認められるため、やむを得ないと判断いたしました。

また、こちらの案件が許可決定とされた場合、3,000㎡を超える転用となっておりますので、宮城県農業会議の常設審議委員会にて諮問を受ける案件となっておりますことを申し添えます。

申請番号 2・3

申請地 字町裏…番… 外2筆

面積 合計2,793㎡

申請事由 売買による病院建設

事業資金 借入金…万円

事業計画 許可日着工予定 / 令和6年7月31日完成予定

申請地は加美町役場の南東約740mに位置し、中新田市街に連続する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」区域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

[以上3件の許可申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、7番 山本成委員お願いします。

*7番（山本成委員） 令和5年3月16日、庄司局長、畠山係長、青木委員、小山委員、私の5名で現地調査を行って参りました。

始めに申請番号1番については、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としまして、培土用原土の採取は境界から1m前後後退し、さらに法面を形成して行われることから、周辺農地等への支障はないと思われまます。一時転用である場合の妥当性については、1年程度の一時転用で、原土採取後は表土により整地され、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものとし、許可相当と判断いたしました。

次に申請番号2番と3番についてですが、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としまして、盛土を行います。北側と東側は擁壁工事を行い土砂流出を防ぎます。用排水施設はなく、雨水は既設水路へ放流、汚水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、総合判断により許可相当と判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

— 「はい」 の声あり —

*議長（板垣文一会長） はい、2番 杉村委員。

*2番（杉村昭宏委員） 参考までに伺いますが、申請番号1番についてはもともと採草地か何かだったのですか。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 現在のところは牧草地として利用されており、一番草は刈り取るということでお話されておりました。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第11 議案第42号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（板垣文一会長） 日程第11、議案第42号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第42号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和5年3月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買6件、賃貸借45件、使用貸借2件でございます。

申請番号1

申請地	字赤塚の田 5筆
面積	合計4,394㎡
権利移動の種別	賃貸借
借賃	10aあたり…円

申請番号2

申請地	四日市場字御山浦の田
面積	2,010㎡
権利移動の種別	賃貸借
借賃	10aあたり…円

申請番号6
申請地 羽場字屋敷前一番の田 2筆
面積 合計190㎡
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号7
申請地 上狼塚字西岡二番の田 2筆
面積 合計496㎡
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号12
申請地 字赤塚の田 外2筆
面積 合計2,825㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 総量…kg

申請番号13
申請地 字赤塚の田
面積 1,031㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…円

申請番号3番から5番及び8番から11番及び14番から53番 議案書のとおり

[以上53件の集積計画について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第42号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番2番について2番 杉村昭宏委員、申請番号3番から5番について9番 尾形徳夫委員です。

2番 杉村昭宏委員は、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時6分]

*議長（板垣文一会長） これより申請番号1番2番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号1番2番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番2番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは、2番 杉村昭宏委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時7分]

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号3番から5番について審議を行います。9番 尾形徳夫委員は、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時8分]

*議長（板垣文一会長） これより申請番号3番から5番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号3番から5番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号3番から5番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは、9番 尾形徳夫委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時8分]

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号6番から53番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、10番 畠山委員。

*10番（畠山智史委員） 申請番号8番についてお伺いします。譲渡人の方が和歌山県にお住まいとのことで、受人のI氏と名字が同一となっているのは、ご親戚とい

うことなのでしょうか。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（今野典子次長） ご親戚ということでお話を伺っております。

*事務局（庄司一彦事務局長） 和歌山県のJ氏は、譲受人の父親の実家のご子息です。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号6番から53番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和4年度加美町農業委員会 第12回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後2時10分 閉会〉

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和5年3月27日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 猪 股 弘

署名委員 佐 藤 と も